

国税通則法施行規則の一部を改正する省令要旨

- 1 電子情報処理組織を使用する方法による納付の手續に係る法定納期限の特例について、対象となる電子情報処理組織を使用する方法及びその方法による国税の納付の手續並びに対象となる国税の納付の税額の上限額を定めることとする。(第1条の3関係)
- 2 国税局長、税務署長又は税関長が身分証明書を交付しなければならない者の範囲に、納税の猶予の申請に係る事項に関する調査に係る提示又は提出の要求を行う職員を加えることとする。(第10条の2関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和6年1月1日から施行することとする。(附則第1項関係)